

第三者評価内容評価基準ガイドライン（女性自立支援施設解説版）

A－1 利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援

A－1－（1）利用者の権利擁護

A① A－1－（1）－① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

A－1－（2）権利侵害への対応

A② A－1－（2）－① 職員からの権利侵害等の防止を行っている。

A③ A－1－（2）－② 利用者間や利用者本人と同伴家族の間で権利侵害等が起こることがないよう取組を行っている。

A－1－（3）利用者の意向や主体性の尊重

A④ A－1－（3）－① 利用者に対して意見表明の支援を行っている。

A⑤ A－1－（3）－② 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進している。

A－2 支援の質の確保

A－2－（1）住環境

A⑥ A－2－（1）－① 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えている。

A－2－（2）入所初期の支援

A⑦ A－2－（2）－① 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援している。

A－2－（3）日常生活支援

A⑧ A－2－（3）－① 安定した対人関係を築けるよう支援している。

A⑨ A－2－（3）－② 利用者が安心して食事をとる環境が整えられている。

A⑩ A－2－（3）－③ 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っている。

A－2－（4）心身の回復に向けた支援

A⑪ A－2－（4）－① 利用者の健康に関する支援を行っている。

A⑫ A－2－（4）－② 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の健康回復を支援している。

A－2－（5）同伴家族等への支援

A⑯ A－2－（5）－① 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っている。

A⑰ A－2－（5）－② 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供している。

A⑱ A－2－（5）－③ 同伴児童等への学習・生活支援を行っている。

A－2－（6）自立に向けた支援

A⑲ A－2－（6）－① 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っている。

A⑳ A－2－（6）－② 職業能力開発や就労支援を行っている。

A㉑ A－2－（6）－③ 利用者の就学支援を行っている。

A－2－（7）地域移行に向けた支援と退所後の支援

A㉒ A－2－（7）－① 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退所後の支援を行っている。